

県政における当面の主な課題

～教育課題①(いじめ問題)～

2012年9月9日

第4回三重県経営戦略会議



三重県

目次

	〔頁〕		〔頁〕
1 はじめに 1	3 県の取組	
2 現状と課題		3-1 教育相談の充実 7
2-1 いじめの認知件数 3	3-2 問題解決に向けた組織的な対応① 8
2-2 いじめ発見のきっかけ 4	3-3 問題解決に向けた組織的な対応② 9
2-3 いじめの態様 5	3-4 ネットによるいじめ問題への対応 10
		3-5 安心して学べる環境づくりの推進 11

1 はじめに

●いじめをはじめとする児童生徒の問題行動の要因や背景には、児童生徒の生活環境や社会環境、自身の抱えている課題が大きく影響していると考えられることから、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を一層進めつつ、子どもたち一人ひとりが、公共の精神や社会規範意識を育みながら自己実現が図れるような資質や能力、態度を身につけさせる取組が必要であると考えます。

●また、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案の発生を深刻に受け止め、県知事と県教育委員会委員長の連名による「かけがえのない命！いじめを絶対に許さない緊急アピール」を行いました。かけがえのない子どもたちの命を守るために、子どもたちに関わる全ての人に対して「いじめは、絶対に許さない」という覚悟をもって積極的に行動するよう呼びかけました。

さらに、文部科学省からの依頼を受け、県立学校及び市町等教育委員会に対し、学校及び教育委員会におけるいじめの問題への取組状況についての調査、及び、アンケート調査を実施し、児童生徒の状況を把握したうえで、いじめの認知件数等についての児童生徒調査を依頼しました。

そこで、今回、以下の論点を中心にご議論いただきたいと考えています。

【論点】

(1)いじめ等問題行動を未然防止、早期発見・早期対応し、子どもたちが安心して学べる環境づくりを推進するため、学校・家庭・地域がそれぞれに果たすべき役割は何か。

(2)また、福祉や医療の関係機関も含め、それぞれの機関が連携・協力してどのような取組を進めればよいか。



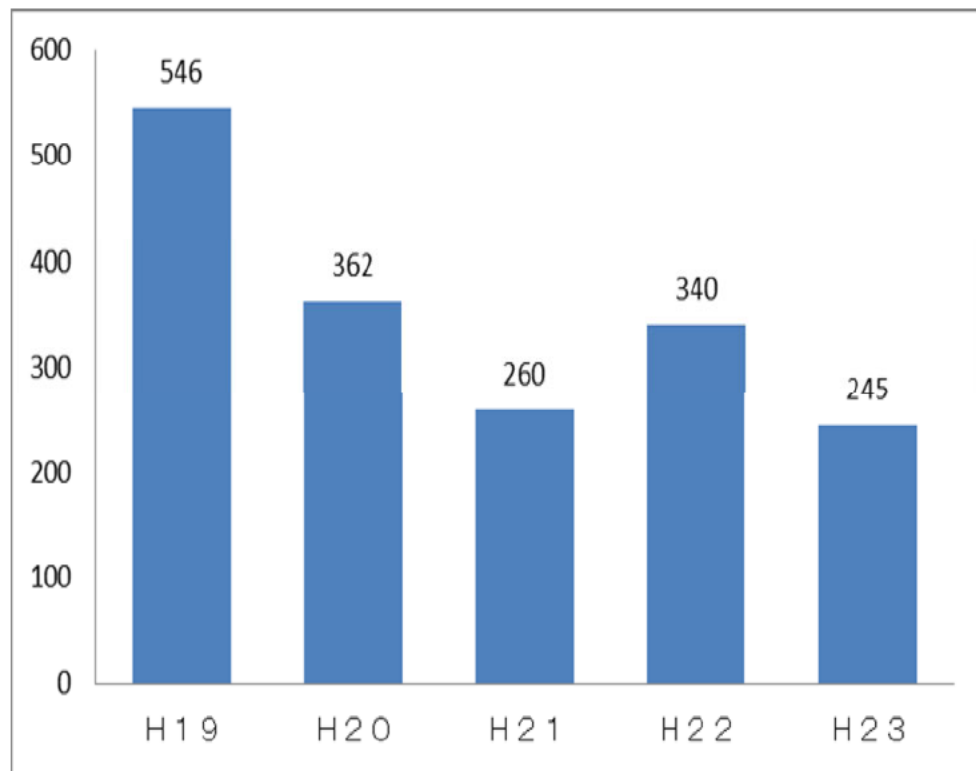
2. 現状と課題

2-1. いじめの認知件数

- 平成23年度のいじめの認知件数は245件で、平成22年度と比較すると95件減少している。学年別では、中学2年生が51件で最も多く、次いで中学1年生43件となっている。

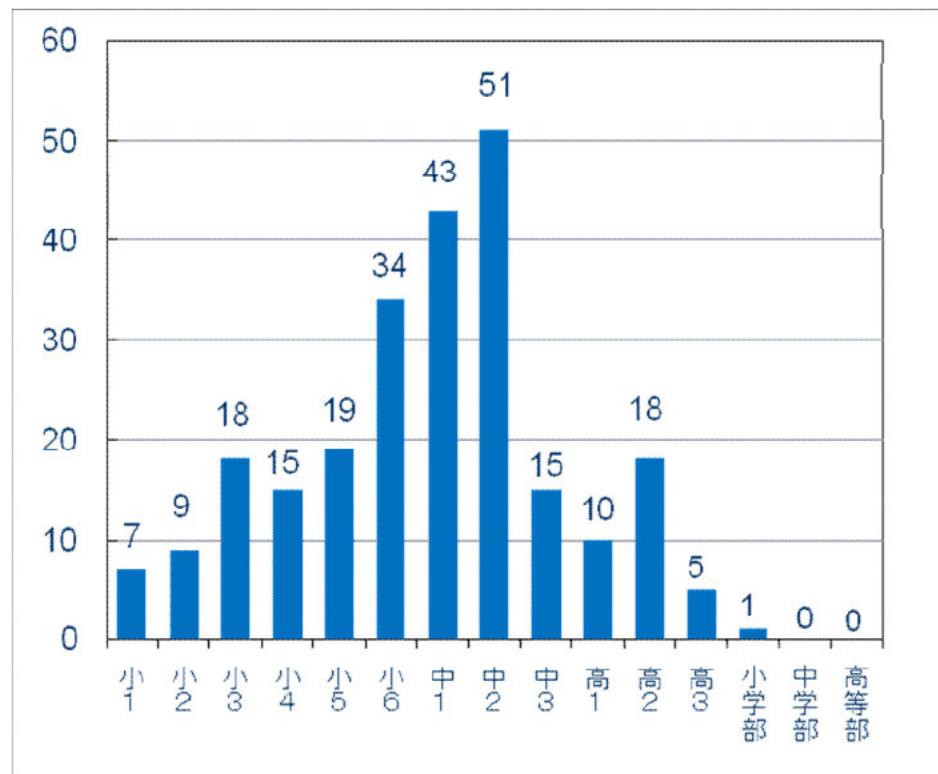
(図表1) 三重県におけるいじめ認知件数の状況

(件) <いじめの認知件数の推移(平成19年度～平成23年度)>



(出典)平成19年度～22年度は、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、平成23年度は三重県調べ

(件) <いじめの学年別認知件数(平成23年度)>



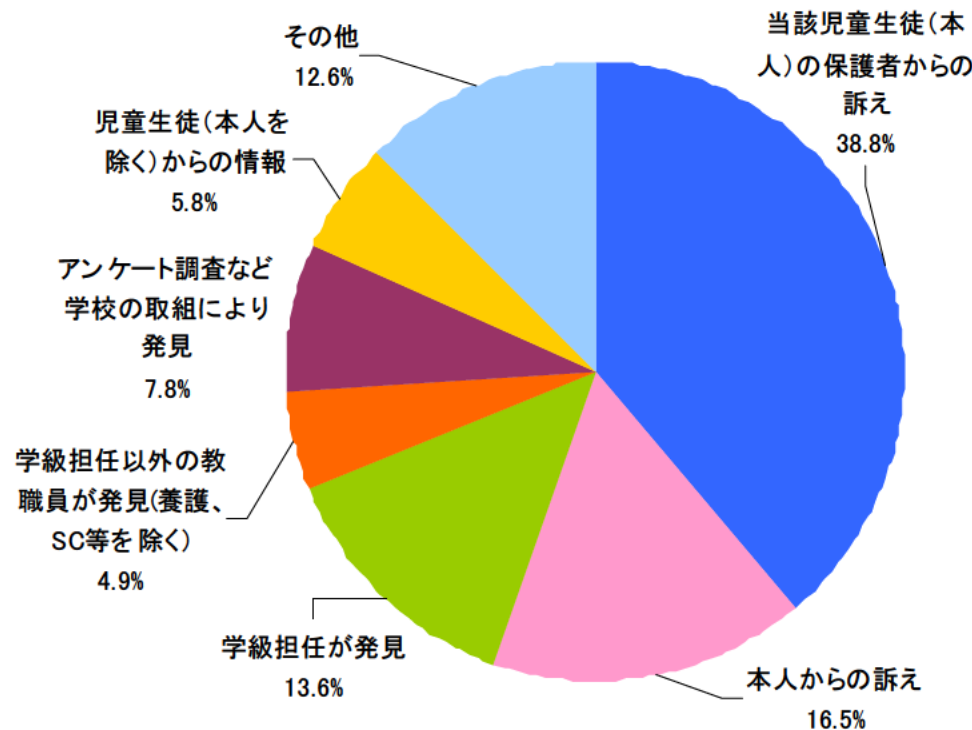
(出典)三重県

2-2. いじめ発見のきっかけ

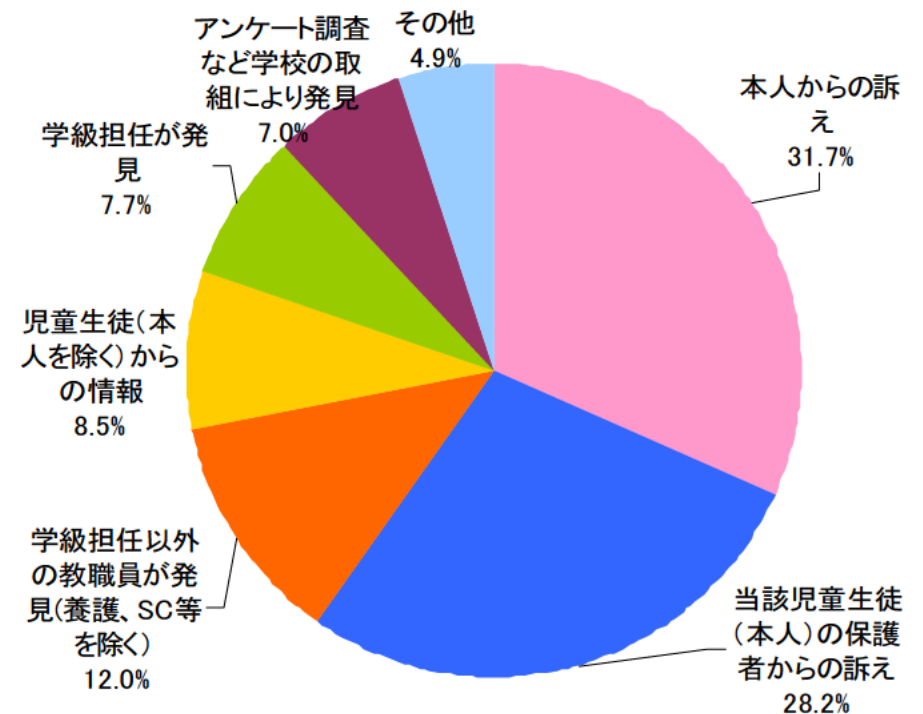
- 最も多い発見のきっかけは、小学校及び特別支援学校では「当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え」（小学校39件、特別支援学校1件）となっている。中学校及び高等学校では「本人からの訴え」（中学校32件、高等学校13件）となっている。

(図表2) 県内のいじめ発見(全校種)のきっかけ(平成23年度)

<小学校・特別支援学校>



<中学校・高等学校>



(出典)三重県

2-3. いじめの態様

- ・全校種ともに「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多く、全体の40.5%を占めている。

(図表3) 県内のいじめの態様(平成23年度)

					計	割合
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校		
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	67	74	16	1	158	40.5%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	30	18	0	0	48	12.3%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする、	23	31	9	0	63	16.2%
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	14	7	4	0	25	6.4%
金品をたかられる。	1	4	1	0	6	1.5%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	2	8	2	0	12	3.1%
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	16	18	5	1	40	10.3%
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	5	8	9	0	22	5.6%
その他	7	8	1	0	16	4.1%
計	165	176	47	2	390	100.0%

(出典)三重県

(注)1件のいじめで複数の態様があるものがあり、各態様の計は図表1の合計とは一致しない

3. 県の取組

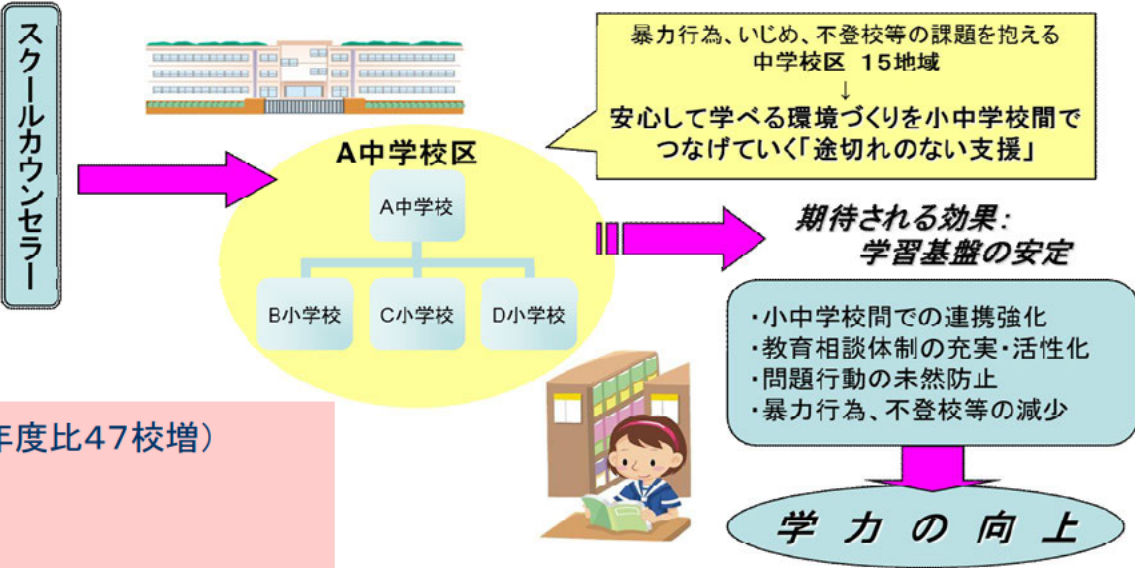
3-1. 教育相談の充実

・子どもたちがいじめ等の問題行動を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えているという状況がある。こうした状況を早期に発見し対応するため、教育相談体制の充実を図る。

【学びの環境づくり支援事業】

- 暴力行為、いじめ、不登校、児童虐待などの課題が多い中学校区において、子どもたちの学びを保障するための環境づくりを推進していくため、中学校区を1単位としてスクールカウンセラーを配置。
- 小中学校間のスムーズな連携と、教育相談体制の充実・活性化を図り、子どもたちの学習意欲を引き出す環境づくりをめざす。

- ・児童生徒へのカウンセリング
- ・保護者への援助
- ・教員へのコンサルテーション
- ・ケース会議等への参加
- ・外部機関との連携を推進



【スクールカウンセラー活用事

スクールカウンセラー配置校(313校 平成23年度比47校増)

- 小学校 123校
- 中学校 159校
- 高等学校 31校

- ※ 中学校は、すべての配置希望校へ配置 95.8%(159/166校)
- ※ 配置形態の工夫(単独校、拠点・対象校、巡回校)

【いじめ電話相談・教育相談】

(設置場所) 三重県総合教育センター
(対応) 臨床心理士などの専門家

<いじめ電話相談> 平日9:00~24:00、土日祝日9:00~18:00(年末年始を除く)
相談件数……(22年度)105件、(23年度)87件、(24年度7月末)69件

<教育相談> 月・水・金9:00~21:00、火・木9:00~17:00(年末年始を除く)
※ 電話相談だけでなく、面接相談も実施

《これまでの成果》

スクールカウンセラーの配置校数を拡大することにより、各学校及び中学校区の教育相談体制が充実した。

(出典)三重県

3-2. 問題解決に向けた組織的な対応①

8

- いじめや暴力行為等が起こった場合は、迅速かつ適切な対策を講じ、学校が組織的な対応ができるよう支援する。

【スクールソーシャルワーカー活用事業(県教育委員会に4名配置)】

児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられる。このため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒に支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカー(SSW)を効果的に配置する。



【生徒指導特別指導員活用事業(県教育委員会に12名配置)】

生徒指導や非行防止等に関する専門的な知識や経験を持った人材(教員OBや警察OB等12名)を、生徒指導特別指導員として、公立小・中学校、県立学校へ派遣し、学校の生徒指導への支援を行うことにより、問題行動の防止や立ち直り支援、被害者支援等を積極的に進める。

《これまでの成果》

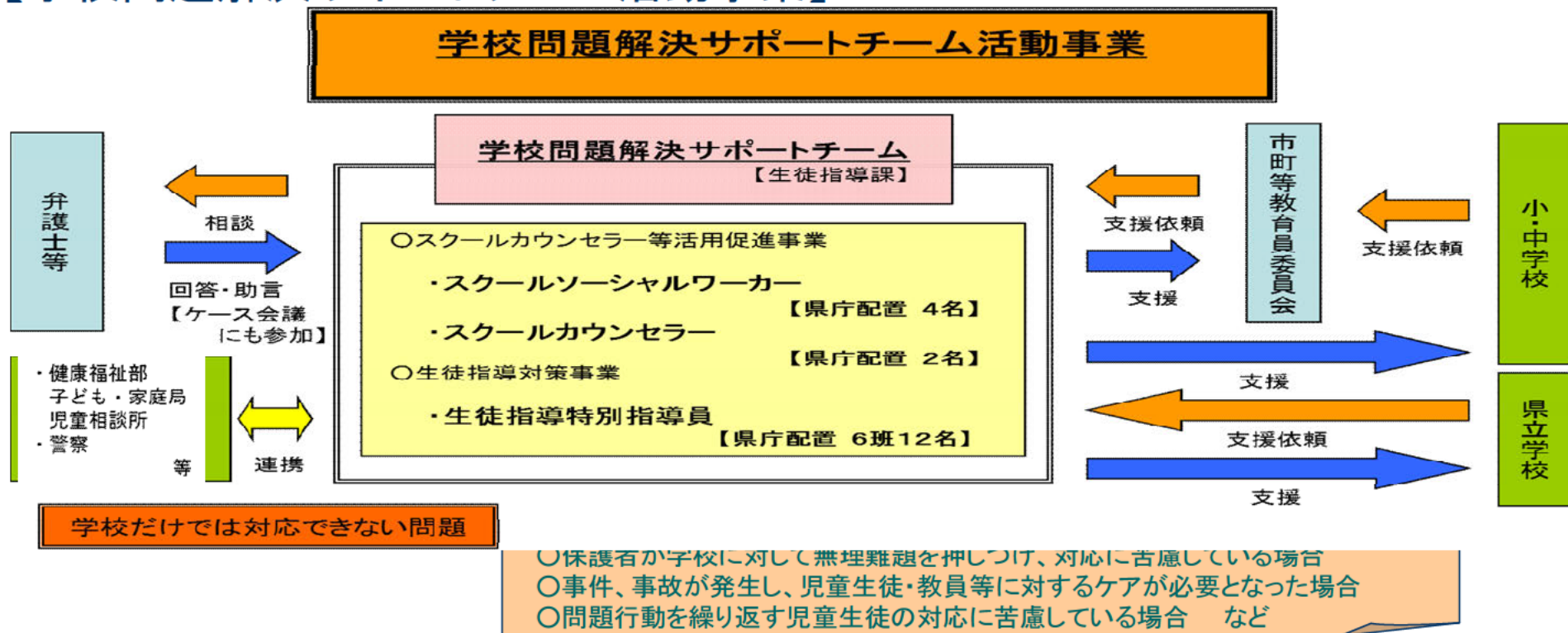
専門的な知識や経験をもった人材を学校に派遣することにより、関係機関等とのネットワークを活用し、解決に向けた支援ができた。

(出典)三重県

3-3. 問題解決に向けた組織的な対応②

- ・児童生徒の問題行動や多様化する保護者・地域住民からの要望など、学校だけでは対応できない問題に対応するため、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー、生徒指導特別指導員を含めた「学校問題解決サポートチーム」を派遣し、学校に対し指導・助言するとともに、弁護士等の法律の専門家と連携をして、問題解決に向け支援する。

【学校問題解決サポートチーム活動事業】



《これまでの成果》

平成23年度において、学校問題解決サポートチームが支援した学校は、小学校2校、中学校7校、高等学校6校で、学校では対応できない問題の解決に向けた支援ができた。

3-4. ネットによるいじめ問題への対応

・携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、情報リスク、モラル教育に注力するとともに、問題のある書き込みを監視・削除する取組を継続し、子どもたちをネット被害から守る。

【ケータイネット対策事業】



《これまでの成果》
保護者へのケータイ・ネットに関する啓発が進んだ。(携帯電話事業者と共同で保護者向け「フィルタリング推奨チラシ」の作成・配付、小中学校の保護者を対象にネット啓発講座を実施し、45か所で約3,000人が参加)

(出典)三重県

3-5. 安心して学べる環境づくりの推進

すべての子どもたちが、学習意欲をもって安心して学べるよう、小中学校の一貫した相談体制等を構築するとともに、子どもが抱える課題を地域全体で解決するためのネットワークづくりを進める。

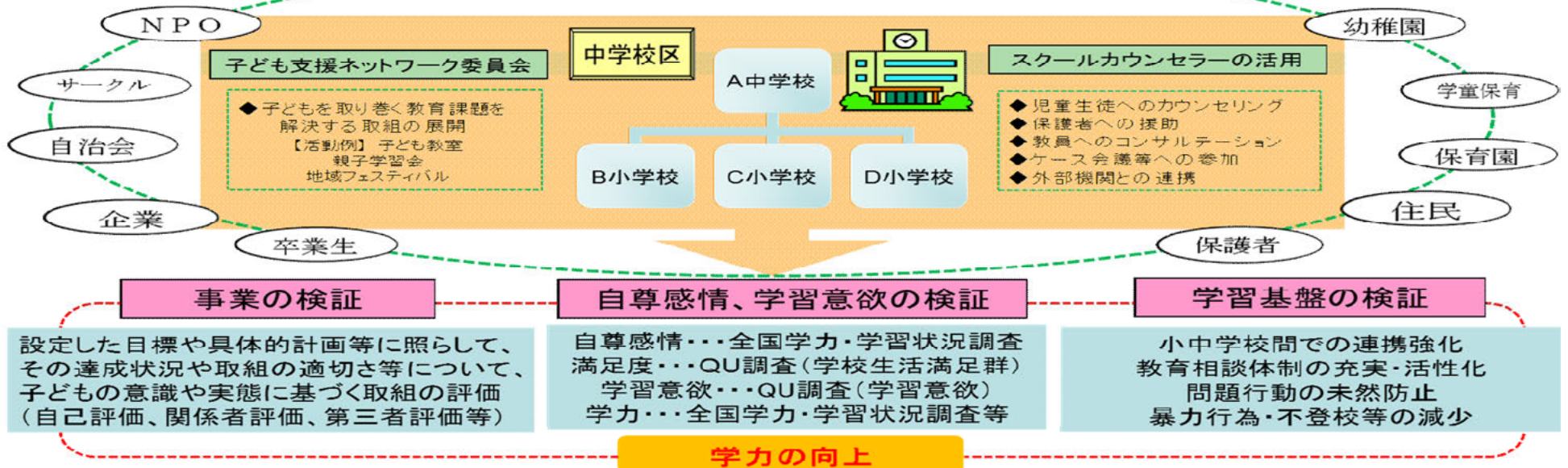
「子ども支援ネットワーク構築事業」



「学びの環境づくり支援事業」

- ◆ 教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力向上を支えるため、いじめなどの背景にあるものを解決し、未然に防止するための地域連携の仕組みとして「子ども支援ネットワーク」を構築し、子どもたちの自尊感情や学習意欲の向上を図る。
- ◆ 中学校区を1単位としてスクールカウンセラーを配置することにより、小中学校のスムーズな連携と教育相談体制の充実・活性化を図り、安心して学べる環境づくりをめざす。

小中学校間で「途切れのない支援」・安心して学べる環境づくり



《H24からの新たな取組》

中学校区での教育相談体制の充実や、子どもたちを支援するネットワークの構築に向けて、取組を進めている。